日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2011. 04. 22

No.11-012

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

航空法は第１条で「輸送の安全の確保」を定義しています。片山管財人は法律家ですが、明らかに安全を最優先する航空法に反する主張をしています

（復興支援のため）3 月 24 日には 24 便、25 日には 32 便の臨時便を設定しましたが、その陰で、同じ日に同数の定期便を欠航させるという事態になってしまいました。　　現場に人員削減の影響などが出ている。

私たちは、国民の一人として、これまでの経験を生かし、航空輸送事業を通して災害復興支援にも力を注ぎたいと考えています

（山口乗員原告団団長の意見陳述より）

4 月 18 日に第２回目の JAL 不当解雇撤回裁判（乗員）が行われました。

裁判所前宣伝行動には 190 名が参加しました。

103号法廷は満席、書面の提出等に関わる確認の後、今後の証人尋問に向け進行方法等について確認がなされました。
日程的には、次回5／23までに立証計画を提出。その後進行協議を行い、その次6／27に証人尋問等になっていく予定です。
期日等の確認の後、山口乗員原告団団長と、長尾弁護士から意見陳述が行われました。

山口原告団長意見陳述はこちら

代理人長尾弁護士意見陳述はこちら

長尾弁護士意見陳述要旨：「日航が今後7年にわたって分割弁済する予定の負債3,951億円を、3月に一括弁済したこと等、解雇しなければ立ち行かない状況になかった。解雇回避努力の義務を果たしていない」
「稲盛会長発言『160人を残すことが経営上不可能ではない』に合理的な説明をしない会社側の訴訟態度は、整理解雇の4要件を満たしていない事の自白」

「終わるまで闘う　ではなく　勝つまで闘います！」

（山口乗員原告団長の報告より）

その後、熱気あふれる報告集会が行われました。
国民支援共闘会議の代表の皆さんの支援の挨拶、乗員組合宇賀地委員長・客室乗務員組合（CCU）内田委員長の挨拶そして裁判の報告が行われました。
また、皆様からお預かりした整理解雇撤回の取り組みを支援する為のカンパ二次集計分をその場で原告団に手渡しました。

皆様、引き続き整理解雇撤回を支援する為のカンパにご協力お願いします。
又，裁判での陳述書作成へ御協力を

⇒陳述書を書いて下さるOB乗員の皆さん、
下記メイルアドレス宛に連絡お願いします。

原告団事務局長　清田　均：　seida-h@nifty.com